

私立幼稚園

子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化制度では、利用料を無償にするために、利用給付認定が必要です。

▶ 認定区分

施設等利用給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じ、1号認定から3号認定までの3つに区分されます。

- **1号認定**・・・保護者の就労等で預かり保育を利用されない方
(満3歳以上の子どもで、※保育の必要性がない子ども)
- **2号認定**・・・保護者の就労等で預かり保育を利用される方
(3～5歳児クラスの子どもの、※保育の必要性がある子ども)
- **3号認定**・・・保護者の就労等で預かり保育を利用される方
(非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの、※保育の必要性がある子ども)

※保育の必要性とは下記のとおりです

保護者が

- 就労時間中に預かり保育が必要な方 (※)
- 学校に通っている時間中に預かり保育が必要な方 (※)
- 病気や障害のため預かり保育が必要な方
- 介護や看護をしているときに預かり保育が必要な方
- 出産前後に預かり保育が必要な方
- 求職活動時間中に預かり保育が必要な方

(※) 就労(就学)の認定は週12時間以上就労(就学)されている方で、教育標準時間内にお迎えが間に合わない方が対象です。

※リフレッシュ目的や用事での預かり保育の利用は無償化の対象外です

問合せ先 東大阪市子どもすこやか部事務センター TEL：06-4309-3322

幼児教育の無償化

私立幼稚園

▶ 入園料・保育料（1・2・3号認定）

満3歳から5歳児（小学校就学前）
までの子どもが対象

月額2万5,700円まで無償

- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象
※給食費や通園費等は対象外

[算定イメージ]

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
—	3万円	2万5,700円	4,300円

※4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

▶ 預かり保育（2・3号認定）

共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象

月額1万1,300円まで無償

※利用日数に応じて月額の上限額は変動（450円×利用日数）

[算定イメージ]

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

★無償化の対象となるには・・・まずは、認定申請書の提出が必要です！

幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入のうえ、幼稚園へご提出ください。

問合せ先 東大阪市子どもすこやか部事務センター TEL：06-4309-3322

記入見本

子育てのための施設等利用給付認定申請書
(法第30条の4第1号)

受付印

(あて先) 東大阪市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
- 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者名 **花園 太郎**
住所 東大阪市 **荒本北1丁目1番1号**
2023年(令和5年)1月1日の住所 上記と同じ
 上記以外()

記入年月日 **令和〇**年 〇月 〇日
電話 自宅 **06** - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯 (父) **090** - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
(母) **090** - △△△△ - △△△△

家族構成	父母及び同居所に住んでいる人全員(世帯分離している人も含む)について記入してください。生計を一にする別居している子どもがいる場合記入し【別居】欄にレ点を入れてください。					
区分	フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	性別	通園通所している施設名	別居
申請児童	花園 二郎	本人	令和元 年 7 月 7 日	男 女		<input type="checkbox"/>
児童の世帯員	花園 太郎	父	昭和60 年 4 月 4 日	男 女		<input type="checkbox"/>
	花園 花子	母	昭和61 年 5 月 5 日	男 女		<input type="checkbox"/>
	花園 一子	姉	平成19 年 9 月 9 日	男 女	××学園(学生寮)	<input checked="" type="checkbox"/>
	花園 ウメ	祖母	昭和35 年 3 月 3 日	男 女		<input type="checkbox"/>

同居の祖父母は世帯分離をしていますが記入が必要です。

別居をしている場合は✓をつけてください。

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園を記入してください。

フリガナ	〇〇〇〇ヨウチエン	所在地	〒57〇-〇〇〇〇 区 △△△(△△△) △△△△
施設名	〇〇〇〇幼稚園		東大阪市〇〇〇 〇番〇号
		入所日	令和6 年 4 月 1 日

<添付書類のチェック項目がありますので裏面をご覧ください>

※本市記入欄

こどもコード

添付書類チェック項目

該当の有無をチェックし、当てはまる項目の必要事項の記入と証明書類の添付をお願いします。

世帯状況	該当	必要事項	証明書類
ひとり親世帯	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	離婚・未婚・死亡 ・離婚調停中	ひとり親家庭医療証もしくは児童扶養手当証書の写し 上記書類の提出が困難で、戸籍・離婚届受理証明書・離婚調停 関係書類を提出される場合、認定が出来ないことがあります。
生活保護受給世帯	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	年 月より 受給中・申請中	被保護証明書
障害者がいる世帯	<input checked="" type="radio"/> 有・無	氏名 花園 ウメ 続柄 祖母	お持ちの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 手帳の写し
他市からの転入 (令和5年1月1日以降)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	父・母・同居祖父 同居祖母・その他	令和5年度市町村民税課税証明書（保護者全員分） ※令和5年1月1日に住民登録のある自治体で発行できます

子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第1号)

受付印

(あて先) 東大阪市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者名	記入年月日	年	月	日
住所 東大阪市	電話 自宅	—	—	
2023年(令和5年)1月1日の住所 <input type="checkbox"/> 上記と同じ	携帯 (父)	—	—	
<input type="checkbox"/> 上記以外 ()	(母)	—	—	

家族構成	父母及び同住所に住んでいる人全員(世帯分離している人も含む)について記入してください。生計を一にする別居している子どもがいる場合記入し【別居】欄にレ点を入れてください。					
区分	フリガナ 氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	通園通所している 施設名	別居
申請児童		本人	年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
児童の 世帯員			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>
			年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/>

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ	所在地	〒	—	TEL	()
施設名	入所日	年	月	日	

<添付書類のチェック項目がありますので裏面をご覧ください>

※本市記入欄	こどもコード	
--------	--------	--

添付書類チェック項目

該当の有無をチェックし、当てはまる項目の必要事項の記入と証明書類の添付をお願いします。

世帯状況	該当	必要事項	証明書類
ひとり親世帯	有・無	離婚・未婚・死亡 ・離婚調停中	ひとり親家庭医療証もしくは児童扶養手当証書の写し 上記書類の提出が困難で、戸籍・離婚届受理証明書・離婚調停 関係書類を提出される場合、認定が出来ないことがあります。
生活保護受給世帯	有・無	年 月より 受給中・申請中	被保護証明書
障害者がいる世帯	有・無	氏名 続柄	お持ちの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 手帳の写し
他市からの転入 (令和5年1月1日以降)	有・無	父・母・同居祖父 同居祖母・その他	令和5年度市町村民税課税証明書（保護者全員分） ※令和5年1月1日に住民登録のある自治体で発行できます